

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 9 月
保 険 局
医療介護連携政策課

1. 改正の趣旨

- 今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の一部が施行されたことに伴い、同法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）において、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書に関する規定が整備され、当該電子証明書の利用が開始されることを踏まえ、医療保険制度における電子資格確認においても、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を用いることが可能となるよう、所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- （1） 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正
健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 13 項の被保険者の資格に係る情報の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法は、公的個人認証法第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法とする。
- （2） 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）の一部改正
（1）に準じた改正を行う。
- （3） その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- ・ 健康保険法第 3 条第 13 項
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 12 項
- ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 36 条第 3 項
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 64 条第 3 項

4. 適用日等

- 公 布 日：令和 5 年 11 月（予定）
- 施行期日：公布の日